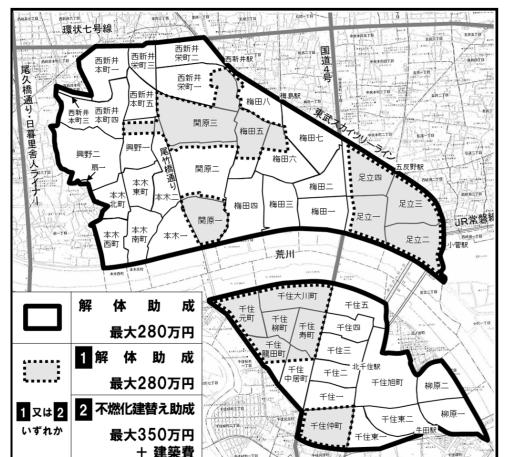
■不燃化特区の各助成区域





事前相談 **√** 助成申請 解体工事着 **₹** 手の1ヶ月前 現場確認 までに申請

助成内定通知

₹

₹} 工事着手 \triangle 工事完了

発行前に工事 を始めた場合 は、助成できま

助成内定通知の

工事完了報告・ 助成金交付申請

乀

現場検査

₹}

助成金交付決定

 ∇

助成金交付請求

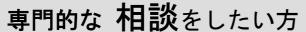
4

助成金交付

申請者: [

専門家を無料で派遣

区域内に土地又は建物をお持ちで、



- ・今の敷地でどんな建物が建てられるの?
- ・空家になっている祖父母の家を取り壊したいが、 名義変更や税金のことがよく分からない
- ・弁護士
- 不動産鑑定士
- 税理士
- 不動産コンサルタント
- ・行政書士 ・一級建築士 など



相談内容に適した専門家がお答えします

まずは お問い合わせ

お問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 中央館 4 階 足立区 建築防災課 不燃化推進係 電話番号 03-3880-6269(直通) FAX 番号 03-3880-5615 Eメール kenchiku-bousai@citv.adachi.tokvo.ip

不燃化特区助成

古い木造・軽量鉄骨造 の家をお持ちの方!

お急ぎください

令和5年度

助成額 IIP

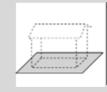
解体・建替え費用の

一部を助成します!

令和7年度で終了予定!

1解体費助成

解体費



是 280 層

裏面の不燃化特区内で古い 木造または軽量鉄骨造の建 物は、解体費用などが助成対 象となる場合があります。

まずはお問合せ下さい!

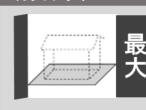
→裏面参照

🗪 足立区

2023 年 4 月発行

②不燃化建替え助成

解体費



型 280 百

設計•監理費



建築工事費

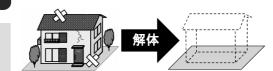


のべ床 100㎡の場合

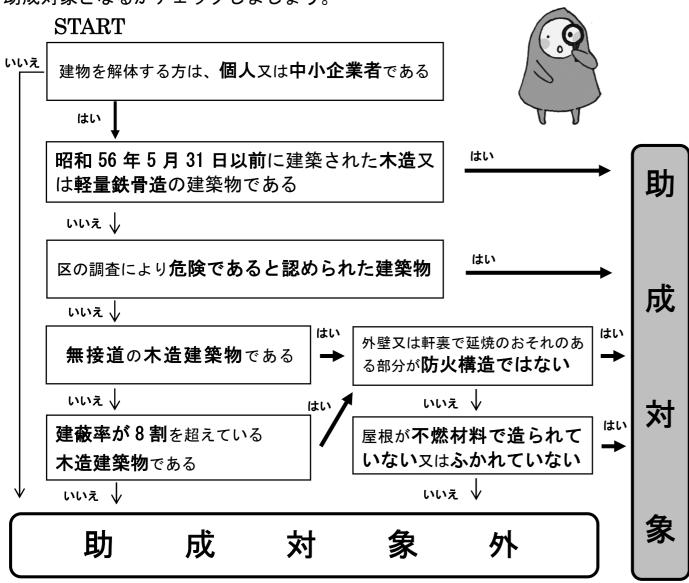
※新築する建物の面積によって異なります。

〇 解体費用を助成(全域)

老朽建築物を 解体 する方



助成対象となるかチェックしましょう。



助成額

解体費 最大 280 万円

- ①~③のうち、いずれか少ない額
- ① 実際にかかった経費(消費税相当額は除く)
- ② 解体費(単価) 🗙 🤇 解体する建築物の 延べ床面積
 - ★造: 28,000 円/m² 木造以外: 41,000 円/m²
- ③ 解体費の助成限度額(280万円)

解体後の更地に係る 固定資産税等の減免について

更地を適正に管理することにより、最長5年度分

8割 の減免が受けられる可能性があります。

まずは、建築防災課(TeLO3-3880-6269)へ。

【必要手続き】

- ① 解体工事着手前に区の認定
- ② 毎年1月1日以降区発行の適正管理証明
- ③ ②を添付のうえ、6月30日(通常)までに 足立都税事務所に減免申請

〇 不燃化建替え費用を助成(一部区域)

より燃えにくい建物へ 建替え をする方

次の条件を全て満たす場合に助成対象となります。

【解体する建築物の条件】

【新築する建築物の条件】

- 木造又は軽量鉄骨造である
- 耐用年限の 2/3 以上経過している 一住宅の場合一

木 造:築約 15 年以上

軽量鉄骨造:築約23年以上

耐火又は準耐火建築物 である



個人及び中小企業者以外は助成を受けることができません 宅地建物取引業者が販売を目的として建築する建築物は助成対象になりません

助成額

解体費 設計・監理費

建築費

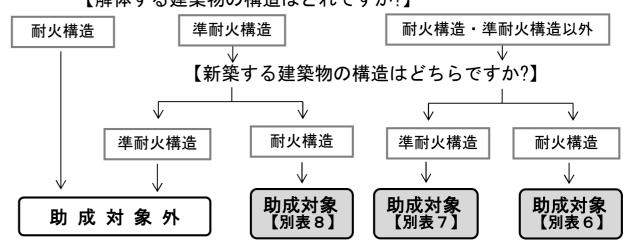
(最大 280 万円) + (最大 70 万円) + (別表による) = 助成額

※ 1 の解体費参照

※別表4、5参照

※下記フロー参照

建築費の助成額は以下のフローでご確認ください 【解体する建築物の構造はどれですか?】



建築費の助成額は、地上1階から3階までの助成対象床面積と構造により決まります 敷地面積が100㎡以上の場合は、緑化基準が適用されます

建替えた建物に係る固定資産税等の減免について

一定の要件を満たす燃えにくい建物に建替えることにより、**最長5年度分 10 割** の減免が受けられる可能性があります。

詳しくは、足立都税事務所(Tel03-5888-6211(代表))の固定資産税班へ。

